平成２４年（フ）第１５６２号
埼玉県川口市東川口１丁目27番26号　フローラルハイム206号、旧住所埼玉県川口市長蔵１丁目16番19号　クレアーレ503号
債務者　小松崎健太
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９３号
埼玉県戸田市川岸１丁目６番12号　ロイヤルハイツ高橋101号室
債務者　大塚　典子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４４号
埼玉県川口市大字芝6849番地、旧住所埼玉県川口市大字芝6848番地
債務者　高田小壽恵
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５９号
埼玉県川口市並木１丁目20番13号　ル・ランス206号
債務者　中嶋　慎一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７１号
埼玉県所沢市大字下安松98番地の66、住民票上の住所埼玉県入間市宮寺1917番地16
債務者　伊藤　和信
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地Ａ304号
債務者　永田　和美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
京都府福知山市夜久野町直見5879番地
債務者　足立　光義（旧姓樋垣）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
京都府綾部市岡町山田９番地の６　若葉荘２号
債務者　大島　　進
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２１２７号
名古屋市中川区万場１丁目1101番地　県営万場東住宅309号、従前の住所愛知県安城市桜町22番２号　ハイランド石川305
債務者　伊藤　　恵（旧姓渡辺・三木）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市南畝６丁目１番18号
債務者　小原登美子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
山形県米沢市金池１丁目３番６―44号、前住所山形県米沢市万世町堂森278番地の７
債務者　安孫子　敏
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０６号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠410番地の６
債務者　猪野　正春
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１４号
山形県米沢市徳町21番地の８
債務者　佐久間美月こと趙晞珍こと　趙　　烯珍
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１７号
山形県米沢市大字木和田512番地の５
債務者　安部　美樹
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６３号
山形県酒田市光ケ丘１丁目２番11号、前住所宮城県白石市福岡蔵本字鎌先１番51番地
債務者　高橋　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第９２号
福島県喜多方市関柴町上高額字西村1105番地１　コーポサントゥモロー201号室、前住所福島県喜多方市豊川町米室字中田5473番地21
債務者　遠藤ゆかり（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
群馬県安中市中宿１丁目８番３号、住民票上の住所群馬県高崎市通町46番地
債務者　深澤　典子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで前橋地方裁判所高崎支部